

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成28年10月26日

東広島市監査委員	山	崎	幹	雄
同	水	戸		晃
同	小	川	宏	子

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	危機管理課	平成27年度（平成28年3月末現在）
こども未来部	保育課	平成27年度（平成28年3月末現在）
産業部	地籍調査課	平成27年度（平成28年3月末現在）
建設部	道路建設課	平成27年度（平成28年4月末現在）
都市部	区画整理課	平成27年度（平成28年4月末現在）
消防局	指令課	平成27年度（平成28年3月末現在）

第2 監査の実施期間

平成28年5月13日から平成28年10月25日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【総務部】

(危機管理課)

1 補助金交付事務

補助金交付決定前に事業着手されていたもの、補助金の額の確定を通知していないものがあつた。補助金等交付規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に努められたい。

2 財産管理事務

郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。

物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

【こども未来部】

(保育課)

1 財産管理事務

郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。

また、タクシー券について、受払簿を備え付けていなかった。

物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

2 契約事務

契約関係書類を紛失しているものがあつた。契約手続きの妥当性や契約内容を証する重要な書類であることを認識し、文書事務取扱規程に基づき適正な管理に努められたい。

【消防局】

(指令課)

1 財産管理事務

郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。

物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

第5 監査意見

1 統一的な基準による地方公会計への対応について

国は、全ての自治体に対し、平成30年3月末までに統一的な基準による財務書類等を作成することとしており、本市においても例外なく平成29年度中に統一的な基準による地方公会計を整備しなければならないこととなる。

統一的な基準による地方公会計は、固定資産台帳の整備が前提とされており、本市では既に固定資産台帳については整備済みであるが、財務書類の補助簿としての勘定科目の見直しや、これまで管理していなかった情報の整理が必要となっている。また、これと併せて統一的な基準による地方公会計に対応したシステムについても導入が必要となっている。

現在、財務部において台帳整備とシステム構築が進められているところであるが、国の示す期限までに統一的な基準による財務書類等を作成できるよう、計画的に作業を進められたい。

2 事務処理における危機管理意識の徹底について

最近、職員の事務処理誤り等により税や使用料等の徴収漏れ、重複徴収等が多発している。これらは市民の市政に対する信用失墜に繋がることになる。また、完成したばかりの新校舎で、給食配膳車が搬入口に横付けできない事態が判明し、改修対策が講じられているが、これは、設計段階での確認が不十分であったためと考えられる。

これらを未然に防止するため、全庁的に職員一人ひとりの危機管理意識を徹底され、原因の分析とチェック体制の再点検を行い再発防止に努められたい。

定期監査結果報告書（工事監査）

第1 監査の対象

平成27年度における工事の執行状況

工 事 名	所 管 部 課 名
(1) 平成27年度 上水道拡張事業 高屋堀高区ポンプ所電気・機械設備工事	水道局 工務課
(2) 平成26年度 管路更新事業 御菌宇(円城寺団地)地区配水管布設替工事	

第2 監査の実施期間

平成28年5月13日から平成28年10月25日まで

第3 監査の方法

監査対象の各工事について、設計図書及びその他関係書類を審査するとともに、関係職員から事業内容を聴取し、実地調査を行った。

第4 監査の結果

各工事の執行状況については、次のとおりである。

(1) 平成27年度 上水道拡張事業 高屋堀高区ポンプ所電気・機械設備工事

請 負 金 額	6,912,000円
工 期	平成27年12月8日～平成28年3月31日
工事請負業者	八洲電機株式会社 中国支店
工事進捗状況	平成28年3月31日現在における工事進捗率 100.0%

(2) 平成26年度 管路更新事業 御菌宇(円城寺団地)地区配水管布設替工事

請 負 金 額	46,339,560円
工 期	平成26年12月9日～平成27年10月30日
工事請負業者	株式会社三陽設備工業
工事進捗状況	平成28年3月31日現在における工事進捗率 100.0%

工事の設計、積算、契約、施工管理、試験、検査、施工記録等の書類審査及び実地調査を行った結果、おおむね適正に処理されていた。